一　施行者の名称　東京都
二　都市計画事業の種類及び名称　平成八年建設省告示第三百九十三号東京都市計画公園事業第六・五・十五号上板橋公園
三　事業施行期間　自平成八年三月七日至平成三十四年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第百三十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十年三月三十日

関東地方整備局長　泊　宏

一　施行者の名称　東京都
二　都市計画事業の種類及び名称　平成二年建設省告示第千五百五十五号東京都市計画公園事業第七・五・十四号赤塚公園
三　事業施行期間　自平成二年九月十一日至平成三十五年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第百三十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

なお、事業地の一部について、都市計画法第六十九条の規定により適用される土地収用法第三十一条の規定により、都市計画事業の認可後の収用の手続が保留されるので、都市計画法第七十二条第三項の規定に基づき、あわせて告示する。

平成三十年三月三十日

関東地方整備局長　泊　宏

一　施行者の名称　東京都
二　都市計画事業の種類及び名称　平成十三年関東地方整備局告示第二百五十三号東村山都市計画公園事業第五・五・三号六仙公園
三　事業施行期間　自平成十三年六月十八日至平成三十六年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　変更なし
五　収用の手続が保留される事業地　東京都東久留米市中央町三丁目地内

○関東地方整備局告示第百三十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十年三月三十日

関東地方整備局長　泊　宏

一　施行者の名称　東京都
二　都市計画事業の種類及び名称　平成二年建設省告示第千九百三号日野都市計画公園事業第八・六・一号七生公園
三　事業施行期間　自平成二年十一月二十七日至平成三十三年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第百三十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十年三月三十日

関東地方整備局長　泊　宏

一　施行者の名称　東京都
二　都市計画事業の種類及び名称　平成九年建設省告示第八百二号府中都市計画公園事業第五・五・一号府中の森公園
三　事業施行期間　自平成九年三月二十一日至平成三十六年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第百三十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十年三月三十日

関東地方整備局長　泊　宏

一　施行者の名称　東京都
二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十六年関東地方整備局告示第二百二十六号東京都市計画公園事業第七・五・十四号赤塚公園
三　事業施行期間　自平成二十六年四月十八日至平成三十四年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第百三十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十年三月三十日

関東地方整備局長　泊　宏

一　施行者の名称　茨城県
二　都市計画事業の種類及び名称　平成五年建設省告示第千四百三十三号下妻都市計画、下館・結城都市計画、石下都市計画、八千代都市計画及び水海道都市計画下水道事業鬼怒小貝流域下水道
三　事業施行期間　自平成五年六月二十四日至平成三十六年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　変更なし

○関東地方整備局告示第百三十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十年三月三十日

関東地方整備局長　泊　宏